第 168 回国会 質問第 64 号 参議院議員福島みずほ議員「国連の拷問禁止委員会の勧告に対する政府の対応及び入国管理局での収容実態等に関する質問主意書」(2007 年 12 月 12 日)

答弁書 64 号 参議院議員福島みずほ君提出国連の拷問禁止委員会の勧告に対する政府の対応及び入国管理局での収容実態等に関する質問に対する答弁書 (2007 年 12 月 18 日)

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書

- 一 難民認定実務の実績について
- 1 難民認定申請者について
- (1) 二〇一八年末時点で、難民認定申請中の人数、同時点での収容の有無、仮放免中の人数、申請年ごとの内訳及び国籍の内訳とその人数をそれぞれ示されたい。

平成三十年末時点で難民認定申請(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。)中の者の数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難であるが、同年末時点で入国管理局(当時)の収容施設に収容されていた者のうち、難民認定申請中の者の数は二百二十九人である。

平成三十年末時点で難民認定申請中の者のうち、お尋ねの<u>「仮放免中の人数」については、統計をとっておらず、お答えすることは困難</u>であり、また、お尋ねの<u>「申請年ごとの内訳及び国籍の内訳とその人数」</u>については、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等(地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。)に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(2) 二〇一八年の難民認定申請者の申請時の在留状況を、これまでの申請回数ごとに示されたい。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(3) 二〇一八年の難民認定申請者の数について、申請を受け付けた地方入国管理局 (当時。以下同じ。)等別の内訳を示されたい。

平成三十年に難民認定申請をした者(申請時点において在留資格を有していなかった者を含む。)の申請を受け付けた地方入国管理局等(地方入国管理局及び地方入国管理局支局(いずれも当時)をいう。以下同じ。)別の数については、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

(4) 二〇一八年の非正規在留者からの難民認定申請件数について、申請を受け付けた地方入国管理局等別の内訳を示されたい。

平成三十年に難民認定申請をした者(申請時点において在留資格を有していなかった者を含む。)の申請を受け付けた地方入国管理局等(地方入国管理局及び地方入国管理局支局(いずれも当時)をいう。以下同じ。)別の数については、現在集計中であり、現

(5) 二〇一八年末時点で、審査請求(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第六十一条の二の九第一項の規定による異議申立てを含む。以下同じ。)中の人数、同時点での収容の有無、仮放免中の人数、申請年ごとの内訳及び国籍の内訳とその人数をそれぞれ示されたい。

平成三十年末時点で審査請求(入管法第六十一条の二の九第一項の審査請求をいい、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)第七十五条の規定による改正前の入管法第六十一条の二の九第一項の異議申立てを含む。以下同じ。)中の者の数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難であるが、同年末時点で入国管理局(当時)の収容施設に収容されていた者のうち、審査請求中の者の数は三百四十八人である。

平成三十年末時点で審査請求中の者のうち、お尋ねの<u>「仮放免中の人数」</u>については、統計をとっておらず、お答えすることは困難であり、また、お尋ねの<u>「申請年ごとの内</u> <u>訳及び国籍の内訳とその人数</u>」については、通常の業務において集計しておらず、これらを集計するためには、同年末時点で審査請求中の全ての者に係る関係記録の確認等を行う必要があり、その作業には膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

- (6) 二〇一八年に難民認定申請の結果が出た者の数について、国籍別の内訳を示されたい。
- (7) 二○一八年に審査請求の結果が出た者の数について、国籍別の内訳を示された い。

お尋ねの平成三十年に処理した難民認定申請に関して、①難民として認定した者の数並びに②難民として認定しなかった者の数及び③その国籍・地域別の主な内訳並びに同年に処理した審査請求に関して、④「理由あり」とされた者の数並びに⑤「理由なし」とされた者の数及び⑥その国籍別の主な内訳は、法務省ホームページの「報道発表資料」の「平成三十年における難民認定者数等について」に公表しているところであるが、その概要をお示しすると、次のとおりである。

- ① 三十八人
- ② 一万五百四十一人
- ③ フィリピンが二千六百六十四人、ネパールが千七百五十九人、インドネシアが千四百八十人、スリランカが千八十人、ベトナムが九百八十一人、トルコが七百六十九人、ミャンマーが三百二十五人、カンボジアが二百七十三人、中華人民共和国が二百四十四人、インドが二百十四人
- ④ 四人
- ⑤ 六千十三人
- ⑥ ベトナムが千九百三十三人、フィリピンが千四百三人、インドネシアが千五十七人、 ネパールが五百四十五人、トルコが二百四十一人、スリランカが百八十一人、ミャンマ 一が百六十七人、バングラデシュが八十二人、パキスタンが七十五人、インドが五十八 人

また、平成三十年に処理した難民認定申請に関して難民として認定した者の国籍別の内 訳は、コンゴ民主共和国が十三人、イエメンが五人、エチオピアが五人、アフガニスタ ンが四人、中華人民共和国が四人、シリアが三人、ウガンダが一人、エリトリアが一 人、ブルンジが一人、無国籍が一人であり、同年に処理した審査請求に関して「理由あ り」とされた者の国籍別の内訳は、イランが三人及びコロンビアが一人である。

(8) 二○一八年に難民認定申請又は審査請求を取り下げた者について、取下げ時点での在留資格の有無別の人数を、難民認定手続の一次審査(以下「一次審査」という。)、審査請求の段階別に示されたい。在留資格がある者の数については、在留資格の種別の内訳も、在留資格がない者の数については、難民認定申請をした時点での在留資格の有無も併せて示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 2 難民認定・人道配慮による在留許可について
- (1) 二〇一八年に難民として認定された者(審査請求手続における認定者を含む。 以下同じ。)の性別、難民認定申請時(複数回申請の者は初回申請とする。)の在留資 格の有無別、在留資格の種別及び申請回数別の人数をそれぞれ示されたい。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(2) 二〇一八年に難民として認定された者のうち、迫害理由として①宗教、②政治的意見、③特定の社会的集団の構成員であることを挙げていた者の数をそれぞれ示されたい。③については、同性愛、人権・人道支援、家族など、具体的な集団別の内訳も併せて示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

(3) 二○一八年に難民として認定された者のうち、いわゆる「新しい形態の迫害」 に当たる者は含まれているか。含まれているのであれば、その人数及びどのような迫害 を受けていたのかを明らかにされたい。

御指摘の「いわゆる「新しい形態の迫害」」に係る御指摘の「仕組み」の内容については、難民審査参与員からの提言や諸外国の実例なども参考にしながら、<u>現在においても引き続き検討中</u>であり、この「いわゆる「新しい形態の迫害」」を受けたことを理由に平成三十年に難民の認定を受けた者は<u>いない。</u>

(4) 二〇一八年の難民認定申請における認定、不認定別の平均審査期間、最短審査期間及び最長審査期間をそれぞれ明らかにされたい。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(5) 二○一八年に難民として認定された者全てについて、申請の処理に要した期間 (申請日から認定の告知がなされた日までの日数)を示されたい。仮に二○一六年以前 には統計をとっていたのにもかかわらず、二○一七年、二○一八年において当該統計を とっていないのであれば、今後の難民問題に対する我が国の更なる効果的な取組を考え る上で、是非ともそのような統計をとることを検討すべきと考えるが、政府の見解を示 されたい。

お尋ねの「期間」については把握しておらず、お答えすることは困難であり、また、御 指摘のような統計をとることは、現時点では考えていない。

(6) 二〇一八年に人道配慮による在留許可を受けた者(入管法第六十一条の二の二 第二項による在留特別許可を受けた者、人道上の配慮を理由に在留が認められ在留資格 変更許可を受けた者を含む。以下同じ。)の性別、在留資格の有無別、在留資格の種別 及び申請回数別の人数をそれぞれ示されたい。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(7) 二〇一八年に人道配慮による在留許可を受けた者のうち、本国の情勢等を踏ま えて在留が認められた十六人以外の者について、許可理由別の内訳を示されたい。

お尋ねの「許可理由」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

## 3 案件振り分けについて

難民認定事務取扱要領は、難民認定申請案件を「難民条約上の難民である可能性が高い案件、又は、本国が内戦状況にあることにより人道上の配慮を要する案件」(A案件)、「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件」(B案件)、「再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件」(C案件)及び「上記以外の案件」(D案件)の四類型(以下「四類型」という。)に振り分けている。

- (1) 二〇一八年に難民として認定された者の数について、四類型別の内訳を明らかにするとともに、認定に要した平均日数、最短日数及び最長日数を四類型別にそれぞれ示されたい。また、D案件に振り分けられた者のうち、複数回申請者の数を示されたい。お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。
- (2) 二〇一八年にD案件に振り分けられた者のうち「本来の在留活動を行わなくなった後に難民認定申請した人、又は出国準備期間中に難民認定申請した人」(D1案件)の数と「D1以外の人」(D2案件)の数をそれぞれ示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

(3) 二○一八年にD案件に振り分けられた者のうち、一次審査の結果が出るまでに振り分け先の類型が変更された例はあるか。もしあれば、どの案件からどの案件に何人変更されたのかを明らかにされたい。

平成三十年の難民認定申請について、地方入国管理局等においてD案件(難民認定事務取扱要領(平成十七年五月十三日付け法務省管総第八百二十三号法務省入国管理局長通知)に「D案件」として記載されているものをいう。以下同じ。)として振り分けられた案件のうち、D案件以外に振り分け直された案件があることは把握しているが、その件数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

(4) 二〇一八年一月から二〇一九年三月末までに振り分けた難民認定申請案件について、四類型のそれぞれの件数を、四半期別及び月別に示されたい。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(5) 二〇一八年における国籍別難民認定申請者数の上位二十五か国(ネパール、スリランカ、カンボジア、フィリピン、パキスタン、ミャンマー、インドネシア、トルコ、インド、バングラデシュ、ベトナム、中国、カメルーン、ナイジェリア、ウガンダ、チュニジア、イラン、ガーナ、セネガル、タイ、モンゴル、コンゴ民主共和国、ギニア、スーダン、エチオピア)又はエジプトのそれぞれの国籍を有する者による難民認定申請案件について、四類型別の件数をそれぞれ示されたい。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(6) 二〇一八年に手続が終了した難民認定申請案件のうち、入国管理局長(当時) が請訓不要としてあらかじめ振り分け先の類型を指定した後に、地方入国管理局等の長が難民と認定することを自ら決定して、難民認定証明書を作成した例はあるか。あれば、その件数を四類型別に明らかにされたい。

御指摘の「入国管理局長(当時)が請訓不要としてあらかじめ振り分け先の類型を指定した後」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

### 4 一次審査について

(1) 二○一八年の一次審査で、本人以外の者がインタビューに同席した例はあったか。あったとすれば、どのような属性の者が、どのような理由で同席したのか示されたい。

平成三十年に難民調査官が行った入管法第六十一条の二の十四第一項に規定する事実の調査において、難民認定申請をした者に対する事情聴取に当該申請者以外の者を立ち会わせた事案があることは把握しているが、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

(2) 二〇一八年の一次審査の最長処理期間及び最短処理期間を示されたい。また、

認定、不認定別の平均審査期間についても明らかにされたい。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

(3) 二〇一八年になされた難民不認定処分のうち、インタビューが一度もなされなかった例はあるか。あれば、その件数と、四類型別の内訳をそれぞれ明らかにされたい。また、そのうち、難民認定申請者が迫害を受けるおそれのある者の家族として申請したものの、提出された資料等から独自に迫害を受けるおそれの根拠となる具体的事実に関する申立てがないために、面接による事情聴取を要しないとされた案件は何件あったか明らかにされたい。

平成三十年に難民不認定処分をした者のうち、難民調査官が行った入管法第六十一条の 二の十四第一項に規定する事実の調査において、難民認定申請をした者に対する事情聴 取を行わなかった事案があることは把握しているが、<u>その件数については、統計をとっ</u> ておらず、お答えすることは困難である。

### 5 訴訟について

難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、二〇一八年に提起された件数及び終局裁判がなされた件数をそれぞれ明らかにされたい。加えて、難民不認定処分の取消し若しくは無効が確定した後、又は、難民認定処分の義務付け訴訟で国側が敗訴した後、難民認定がなされず、在留資格が付与されなかったケースはあるか。あれば、その理由を併せて示されたい。仮に統計をとっていないのであれば、是非ともそのような統計をとることを検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

出入国在留管理庁において把握しているところでは、難民不認定処分取消請求訴訟及び 難民不認定処分無効確認請求訴訟について、<u>平成三十年に提起された件数は二十件、同</u> 年に終局裁判がなされた件数は第一審、控訴審及び上告審の合計で八十一件である。

また、同年において難民不認定処分取消請求訴訟、難民不認定処分無効確認請求訴訟又は難民認定義務付け訴訟における国の敗訴が確定した事案については、<u>確定後、いずれ</u>についても難民の認定が行われた。

### 二 審査請求手続及び難民審査参与員制度について

1 二〇一八年に審査請求手続で裁決(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の入管法第六十一条の二の九第三項の規定による決定を含む。 以下同じ。)が出された事案について、審査請求人の国籍別の件数を示されたい。

お尋ねの平成三十年に処理した難民認定申請に関して、①難民として認定した者の数並びに②難民として認定しなかった者の数及び③その国籍・地域別の主な内訳並びに同年に処理した審査請求に関して、④「理由あり」とされた者の数並びに⑤「理由なし」とされた者の数及び⑥その国籍別の主な内訳は、法務省ホームページの「報道発表資料」の「平成三十年における難民認定者数等について」に公表しているところであるが、その概要をお示しすると、次のとおりである。

- ① 三十八人
- ② 一万五百四十一人

- ③ フィリピンが二千六百六十四人、ネパールが千七百五十九人、インドネシアが千四百八十人、スリランカが千八十人、ベトナムが九百八十一人、トルコが七百六十九人、ミャンマーが三百二十五人、カンボジアが二百七十三人、中華人民共和国が二百四十四人、インドが二百十四人
- ④ 四人
- ⑤ 六千十三人
- ⑥ ベトナムが千九百三十三人、フィリピンが千四百三人、インドネシアが千五十七人、 ネパールが五百四十五人、トルコが二百四十一人、スリランカが百八十一人、ミャンマ ーが百六十七人、バングラデシュが八十二人、パキスタンが七十五人、インドが五十八 人

また、平成三十年に処理した難民認定申請に関して難民として認定した者の国籍別の内 訳は、コンゴ民主共和国が十三人、イエメンが五人、エチオピアが五人、アフガニスタ ンが四人、中華人民共和国が四人、シリアが三人、ウガンダが一人、エリトリアが一 人、ブルンジが一人、無国籍が一人であり、同年に処理した審査請求に関して「理由あ り」とされた者の国籍別の内訳は、イランが三人及びコロンビアが一人である。

2 二〇一六年四月から二〇一八年十二月までに審査請求手続で裁決が出された事案の うち、処分庁等が口頭意見陳述に立ち会った件数と処分庁等に質問をした件数を、裁決 が出された年別にそれぞれ示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

3 二○一八年に審査請求手続で裁決が出された事案について、「理由あり」とされた 事案と「理由なし」とされた事案それぞれの平均処理期間を示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

4 前記二の3の「理由なし」とされた事案の中で、法務大臣が意見を聴いた三人の難民審査参与員のうち二人以上が審査請求に理由があり、難民の認定をすべきである旨の意見を提出したにもかかわらず、法務大臣が不認定とした事案全てについて、審査請求人の国籍と不認定とした理由を明らかにされたい。

お尋ねの件数はいずれも零件である。

5 前記二の3の「理由あり」とされた事案の中で、法務大臣が意見を聴いた三人の難民審査参与員のうち二人以上が難民該当性を否定する旨の意見を提出したにもかかわらず、法務大臣が難民として認定した事案の件数を示されたい。また、その全ての事案について、審査請求人の国籍と難民として認定した理由を明らかにされたい。

お尋ねの件数はいずれも零件である。

6 二〇一八年に行われた審査請求手続において、難民審査参与員による口頭意見陳述・審尋は総計何回行われたか。また、前記二の3の「理由なし」とされた事案の中に、 口頭意見陳述・審尋が一度もなされなかった例があるならば、その件数も明らかにされたい。 お尋ねの各事項については、現時点で集計しておらず、これらを集計するためには、平成三十年に行われた全ての審査請求手続に係る関係記録の確認等を行う必要があり、その作業には膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

## 三 仮滞在について

1 仮滞在について、難民認定申請から仮滞在の許可の判断までの二○一八年における 平均審査期間を示されたい。また、許可、不許可別の平均審査期間についても示された い。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

2 二〇一八年末時点で仮滞在中の者の数を示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

3 二〇一八年に仮滞在が取り消された者の数を、取消し理由別に示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

4 二〇一八年に仮滞在中に逃亡した者はいるか。いれば、その人数を示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

- 四 空港等での庇護申請関係の統計について
- 1 二〇一八年に一時庇護上陸許可を申請した者の数、許可状況及び申請の処理に要した期間を国籍別に示されたい。

お尋ねについては、申請の処理に要した期間を除いて現在集計中であり、<u>現時点でお答えすることは困難である。</u>お尋ねの申請の処理に要した期間については、これを把握するためには、個々の事案ごとの処理期間を調査する必要があり、そのための作業が膨大となることから、<u>お答えすることは困難である</u>が、難民認定事務取扱要領において、原則として七日以内に処理することとしている。

2 二〇一八年の我が国の国際空港における難民認定申請件数を、申請が行われた国際空港別に示されたい。その件数に二〇一七年以前と比べて大きな変化がある場合には、その背景をどのように分析しているか、政府の見解を示されたい。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申 請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査する などの作業に膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

3 前記四の2に関し、二〇一八年に我が国の国際空港にて難民認定申請をした者について、仮滞在の許可、不許可別の人数を示されたい。また、仮滞在が不許可となった者について、不許可理由別の人数を明らかにされたい。

お尋ねについては、通常の業務において集計しておらず、集計に当たっては難民認定申 請の受付及び処分を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査する 4 二〇一八年の我が国の国際空港における上陸拒否件数を、上陸拒否者数の上位三十か国の国籍別及び空港別にそれぞれ示されたい。

御指摘の「国際空港」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年に出入国港で我が国への上陸を拒否された者については、法務省ホームページの「報道発表資料」の「平成三十年における外国人の上陸拒否について」において、①外国人の上陸拒否数、②その国籍・地域別の内訳及び③その出入国港別の内訳を公表しているところであるが、その概要をお示しすると、次のとおりである。

- ① 九千百七十九人
- ② 中華人民共和国が二千九十二人、タイが千三百七人、インドネシアが九百九十人、大韓民国が七百十五人、トルコが五百八十三人、フィリピンが四百五十三人、スリランカが三百三十四人、台湾が三百三十三人、ネパールが三百九人、ベトナムが二百八十四人、その他の国籍・地域が千七百七十九人
- ③ 成田空港が五千六十五人、関西空港が千四百四十一人、羽田空港が千百七十八人、中部空港が六百九十六人、福岡空港が二百十八人、その他の出入国港が五百八十一人

なお、②のうちの「その他の国籍・地域」及び③のうちの「その他の出入国港」の内訳については、現時点で統計として整理されたものはなく、改めてこれらを精査して集計するためには、平成三十年に出入国港で我が国への上陸を拒否された者に係る関係記録の確認等を行う必要があり、その作業には膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

### 五. 収容について

1 出入国在留管理庁(改組前の入国管理局を含む。以下同じ。)の収容施設への被収容者の最新の数、そのうち難民認定申請中、審査請求中及び難民不認定処分の取消しを求める訴訟係属中の者の数をそれぞれ明らかにされたい。加えて、それらの者のうち、収容期間(収容施設を移送された者については合計期間とする。)が最も長い者の日数を、収容された年別に明らかにされたい。

出入国在留管理庁の収容施設に収容されている者の数は、令和元年六月三日時点で千三百二人である。その余のお尋ねについては、<u>お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。</u>

2 出入国在留管理庁の収容施設への被収容者について、収容回数の最新の内訳を明らかにされたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

3 出入国在留管理庁の収容施設への被収容者のうち、国際空港等の出入国港から入国者収容所に移送された者の最新の数を示されたい。また、そのうち出入国港にて難民認定申請をした者について、その数と平均収容期間及び最長収容期間を示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

### 六 仮放免について

二〇一八年に仮放免取扱要領の別記第二十九号様式及び別記第三十号様式に基づいて手配に関する協力依頼をした件数をそれぞれ示されたい。

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

## 七 送還について

二〇一八年に国費で送還した者のうち、過去に難民認定申請をしたことのある者の数と その国籍を明らかにされたい。

お尋ねについては、現時点で集計しておらず、集計に当たっては国費送還をされた者ごとに過去の全ての記録を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、<u>お答えす</u>ることは困難である。

# 八 保護費の支給状況について

1 二〇一八年度(全期間の統計がとれていない場合はとれている期間。以下八の8まで同じ。)について、保護費を申請した者の数、保護費を受給していた者の数をそれぞれ明らかにされたい。

平成三十年度において、難民認定申請をしている者のうち生活に困窮するものに対する 支援としてする保護費の支給(以下「保護措置」という。)の申請をした者の数は、<u>四</u> 百六人であり、保護措置を受けた者の数は、三百二十四人である。

2 二〇一八年度に保護費を受給していた者の申請から受給決定までの平均待機期間、 平均受給期間をそれぞれ示されたい。

外務省においては、難民認定申請者保護事業等の実施を公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部(以下「委託先」という。)に委託しているところ、平成三十年度における、委託先が保護措置の申請を受け付けてから保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知を委託先が外務省から受けるまでの期間の平均は、<u>約三十六日</u>である。また、平成三十年度における保護措置を受けた者の平均受給期間は、<u>約十二か月</u>である。

3 二○一八年度に保護費を受給していた者の数について、在留資格の有無別及び性別の内訳をそれぞれ示されたい。

平成三十年度に保護措置を受けた者について、男女別の内訳は、<u>男性が二百十六人、女性が百八人</u>である。お尋ねの「在留資格の有無別」の「内訳」については、<u>そのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。</u>

4 二〇一八年に保護費を申請したが受給できなかった者の数、国籍の内訳、申請から 結果が出るまでの平均待機期間を明示されたい。

平成三十年に保護措置の申請をしたものの保護措置の開始が不適当と判断された者の数は、百三十四人であり、その国籍は、アフガニスタン、イラン、インド、ウガンダ、エチオピア、カメルーン、ガンビア、ギニア、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、シエラレオネ、シリア、スーダン、スリランカ、中華人民共和国、チュニジア、トンガ、ナイジェリア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、南アフリカ共和

国、ミャンマー、モロッコ、レソト及び無国籍である。

また、平成三十年における、委託先が当該申請を受け付けてから保護措置の開始が不適当である旨の結果通知を委託先が外務省から受けるまでの期間の平均は、<u>約四十四日</u>である。

5 二〇一八年度の難民認定申請者緊急宿泊施設(以下「ESFRA」という。)の利用者数を性別、国籍別に示されたい。また、保護費の申請からESFRAの利用開始までの平均日数、最短日数及び最長日数をそれぞれ示されたい。

平成三十年度において、保護措置の対象者のうち直ちに住居を確保する必要があるものに対する支援として提供している難民認定申請者緊急宿泊施設(以下「緊急宿泊施設」という。)を利用した者の数は、二十一人であり、その男女別の内訳は、男性が十四人、女性が七人であり、国籍別の内訳はアンゴラが一人、エチオピアが三人、ガーナが一人、カメルーンが五人、コンゴ民主共和国が七人、チュニジアが三人、リベリアが一人である。また、保護措置の申請から緊急宿泊施設の利用開始までの平均日数は約四日、最短日数は零日、最長日数は十日である。

6 参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書(内閣参質一九六第一四〇号。以下「先の答弁書」という。)の「七の5について」で、政府は「緊急宿泊施設は施設の入居に係る申請に基づき入居させるものではないため」ESFRAの申請者数は答えられないとしているが、難民認定申請者保護実施要領には別記第十六号様式として「入居申請書」が掲載されている。「入居申請書」があるのにもかかわらず、ESFRAは「申請に基づき入居させるものではない」としているのはなぜか。また、「入居申請書」はどのような場合に用いられるものなのか、明らかにされたい。

緊急宿泊施設の提供は、実務上、委託先が、保護措置の開始に係る判断のために必要な調査を実施する中で、直ちに住居を確保する必要があると考えた保護措置の対象者に行っているものであり、御指摘の「入居申請書」は、<u>委託先が緊急宿泊施設への入居を許可する見込みである者に対して、緊急宿泊施設への入居希望を確認するために記入を求めている書面</u>であるにすぎず、先の答弁書(平成三十年六月二十六日内閣参質一九六第一四〇号。以下「前回答弁書」という。)七の5についてで述べたとおり、緊急宿泊施設は、保護措置の対象者による入居に係る申請に基づき入居させるものではない。

7 二○一八年度について、①保護費、②生活費、③住居費、④医療費のそれぞれの支 給額を示されたい。また、二○一七年度及び二○一八年度のESFRAの予算額及び執 行額をそれぞれ示されたい。

お尋ねの平成三十年度の支給額は、①保護費が一億二千六百八十五万五千六百十円、② 生活費が七千八百十八万三千九十七円、③住居費が四千四十五万三千三百十七円、④医療費が八百二十一万九千百九十六円である。

また、緊急宿泊施設の予算額は、平成二十九年度は二百四万七千六百八十円、平成三十年度は二百九十五万四千八百八十円であり、執行額は、平成二十九年度は三百四十七万三百八十二円であり、平成三十年度は三百十万七千百三十五円である。

8 二○一七年度及び二○一八年度において、ESFRAをどの都道府県で提供したか それぞれ示されたい。

緊急宿泊施設の所在地については、難民認定申請者の安全に配慮するとの観点から、政府としては、従来から、これを明らかにすることは差し控えてきているところである。

- 九 難民認定制度の運用の見直しの実務について
- 1 法務省が二○一五年九月十五日に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」の5の(1)において構築するとされていた、いわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者が難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に関して「難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組み」について、先の答弁書の「八の1及び2について」で「現在においても検討中」とされていたが、現在の状況を明らかにされたい。

御指摘の「いわゆる「新しい形態の迫害」」に係る御指摘の「仕組み」の内容については、難民審査参与員からの提言や諸外国の実例なども参考にしながら、<u>現在においても引き続き検討中</u>であり、この「いわゆる「新しい形態の迫害」」を受けたことを理由に平成三十年に難民の認定を受けた者はいない。

2 二〇一八年の難民認定制度の「濫用」の件数を示されたい。

平成三十年に地方入国管理局等における振り分けの段階で明らかに濫用・誤用的な申請と判断されたB

案件又はC案件(難民認定事務取扱要領に「B案件」又は「C案件」として記載されているものをいう。

以下同じ。)の数は、B案件が千八百二十五件であり、C案件が四百八十六件である。

- 3 前記九の1の「難民認定制度の運用の見直しの概要」では、「真の難民」の迅速かつ確実な庇護を推進するとしているが、「真の難民」の庇護の実現は、現時点でどの程度達成されていると考えているか、特に当該資料の5の「保護対象、認定判断及び手続の明確化」、6の「難民認定行政に係る体制・基盤の強化」についてどのような取組がなされているか、明らかにされたい。また、政府が考える今後の取組の課題についても明らかにされたい。
- 4 二○一八年一月十五日より、「真の難民」の迅速な保護に支障が生じている事態を 改善するため、難民認定制度の更なる運用の見直しが行われたが、その効果はあったか 説明されたい。

お尋ねの「「真の難民」の庇護の実現は、現時点でどの程度達成されていると考えているか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十七年九月に公表された「難民認定制度の運用の見直しの概要」を踏まえ、例えば、難民の認定又は難民不認定処分がなされた事例の公表の拡充、人道配慮による在留許可がなされた事例の公表及びそれらの事例の判断のポイントの公表並びに難民調査官及び難民審査参与員の増員といった取組により、「保護対象、認定判断及び手続の明確化」及び「難民認定行政に係る体制・基盤の強化」を図るとともに、案件の内容を早期に見極め、案件の内容に応じた適正な審査を実施することにより、また、就労等を目的として申請を繰り返す者に対しては、就労や在留を許可しない措置を講ずることにより、真に庇護を求める者を迅速か

つ確実に保護することに努めてきたところである。しひかしながら、難民認定申請数は 増加し続け、その申請の中には、明らかに難民と認められない事情を理由とするものが 相当数存在し、真に庇護を求める者の迅速な保護に支障を生じたため、平成三十年一月 十五日に「難民認定制度の運用の更なる見直し」を行った。

このような取組の結果、平成三十年の難民認定申請数は、平成二十九年の一万九千六百二十九人から一万四百九十三人へと同年と比べてほぼ半減した一方で、平成三十年の難民認定数は、平成二十九年の二十人から四十二人に倍増しており、これまでのところ、濫用・誤用的な申請を抑制し、真の難民の迅速な保護を図るという目的にかなう一定程度の効果を上げていると考えているが、引き続き、難民認定制度の濫用・誤用に対する措置を確実に講じて、真に庇護を求める者を迅速かつ確実に保護することに努めてまいりたい。

- 十 難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議について
- 1 二〇一八年に難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議(以下「有識者会議」という。)による検証対象となった案件数と、検証対象となった案件に係る難民認定申請者の国籍の内訳を明らかにされたい。また、同年において有識者会議委員により実際に検証された案件数と、実際に検証された案件に係る難民認定申請者の国籍の内訳も明らかにされたい。

難民認定制度運用の見直し状況検証のための有識者会議(以下単に「有識者会議」という。)は、平成三十年十月三十一日に第二回の検証結果を公表したところ、その検証の対象は、B案件又はC案件として振り分けられ、平成二十八年七月から同年十二月までに難民認定手続が終了した三百六十七件の案件のうち、有識者会議の各委員がそれぞれ抽出した三十件であり、当該三百六十七件の案件の難民認定申請者の国籍別の内訳及び当該三十件の案件の難民認定申請者の国籍別の内訳については、それぞれ前回答弁書十二の1についての第二段落でお答えしたとおりである。

2 二○一八年度の有識者会議の開催回数を明らかにされたい。

有識者会議の委員による会議は、平成三十年度に一回開催された。

3 二〇一九年度以降の有識者会議の開催実績及び開催予定を明らかにされたい。

平成三十一年四月一日以降、有識者会議の委員による会議は開催されておらず、また、 今後の開催は未定である。

十一 在留特別許可について

- 1 二〇一八年の在留特別許可件数と不許可件数を明らかにされたい。
- 2 二〇一五年から二〇一八年までの各年の在留特別許可件数について、性別と国籍別の内訳をそれぞれ明らかにされたい。
- 3 二○一五年から二○一八年までに在留特別許可が出た者のうち、日本人の配偶者が いた者の数を年別に明らかにされたい。
- 4 二〇一一年以降、在留特別許可件数は減少傾向にあるが、その理由を説明されたい。 お尋ねの「在留特別許可件数」及び「不許可件数」の意味するところが必ずしも明らか ではないが、入管法第五十条第一項の規定による在留特別許可(以下「第五十条許可」

という。)に関するお尋ねであれば、平成三十年における第五十条許可の件数については、<u>現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難</u>である。他方、第五十条許可は申請に対する処分ではないため、第五十条許可を付与しない場合に不許可処分がなされるものではなく、お尋ねの「不許可件数」についてお答えすることは困難である。

また、第五十条許可を受けた者に関し、男女別や日本人配偶者の有無の内訳については、集計を行っておらず、お答えすることは困難であるが、国籍・地域別の内訳については、法務省ホームページの「出入国管理(白書)」の「平成三十年版「出入国管理」」において、平成二十七年から平成二十九年までの各年の件数を公表しているところであるが、その概要をお示しすると、次のとおりである。

平成二十七年フィリピンが五百十七件、中華人民共和国が三百九十三件、韓国・朝鮮が 二百二十二件、ベトナムが八十四件、タイが百四件、その他の国籍・地域が七百三件 平成二十八年フィリピンが四百十三件、中華人民共和国が二百八十四件、韓国・朝鮮が 百六十六件、ベトナムが八十四件、タイが七十九件、その他の国籍・地域が五百二十六 件

平成二十九年フィリピンが二百七十件、中華人民共和国が二百十件、韓国・朝鮮が百二十五件、ベトナムが百一件、タイが七十二件、その他の国籍・地域が四百七十七件

なお、これらの「その他の国籍・地域」の内訳については、現時点で統計として整理されたものはなく、これらを集計するためには、平成二十七年から平成二十九年までの各年において第五十条許可を受けた者に係る関係記録の確認等を行う必要があり、その作業には膨大な時間を要することから、お答えすることは困難である。

さらに、平成二十三年から平成二十九年までの第五十条許可の件数が減少傾向にあることは御指摘のとおりであるが、その理由については、様々な要因が考えられるため、一概にお答えすることは困難である。

右質問する。

[了]